

ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成

【助成対象】

- ① 自宅でのベビーシッター（児童の保育）利用料
- ② 自宅での家事・育児支援サービス利用料
- ※ 令和6年4月利用分から、①及び②について保護者在宅の有無は関係なく助成の対象となります。

【ベビーシッター利用料の助成対象者】

利用日時点で市内に住所を有する小学校3年生までの児童の保護者

【家事・育児支援サービスの助成対象者】

利用日時点で市内に住所を有する1歳未満の児童の保護者

【助成金額】

事業者を支払った助成対象サービス利用料の2分の1

- ※ 入会金、年会費、交通費、手数料、キャンセル料、産後プランニング料等は助成の対象外です
- ※ 一家庭につき、1年度（4/1～翌年3/31）当たり28,000円が上限です
- ※ 小学校3年生までの児童が3人以上の家庭は、1年度当たり48,000円を上限とする
- ※ 多胎児家庭については、双子の場合1年度当たり48,000円を上限とし、以降1子増えるごとに（三つ子・四つ子等の場合）2万円を加算した額を上限とする
- ※ 年度上限額は、利用日でなく申請日を基準に計算します

【申請に必要なもの】

- ① 調布市子育て家庭ベビーシッター及び家事・育児支援サービス利用料助成申請書
- ② 事業者発行の領収書及び利用明細書（コピー可）
- ③ 印鑑（認印で結構ですが、水性簡易印鑑は不可です）
- ④ 申請者名義の金融機関振込口座を記載した委任状（変更がない限り、年度の初回申請時のみ）
- ※ 申請書・委任状は子ども政策課窓口でお渡ししています（ホームページからダウンロードも可能）

【申請期限】

利用日から3ヶ月以内

- ※ 郵送による申請の場合、市役所到着日が申請日となります。
- ※ 複数の利用日がある場合、初回の利用日から3ヶ月以内に申請してください。3ヶ月を超えた利用分については助成の対象外となります。
- ※ 年度上限額は、利用日でなく申請日を基準に計算します。

【助成対象となる事業者等】

- （公益社団法人）全国保育サービス協会に加盟している事業者
- （一般社団法人）ドゥーラ協会に認定された産後ドゥーラ
- 市長が適当と認める事業者
- ※ サービス提供中の事故に備えて損害賠償保険に加入している、所属のベビーシッターに対して研修を実施している等、全国保育サービス協会と同水準のサービスを提供していると認められる事業者

注）上記に該当しても、対象児童以外を同時に保育する等、安全の確保が不十分と市が判断した場合、助成を受けられない場合がありますので御了承ください。

【注意事項】

上記事業者等を助成対象としておりますが、各事業者と調布市が提携することはありません。したがって、各事業者が自社ホームページ等で調布市による助成を紹介している場合、その内容に調布市は関与しておりません。料金体系等は各事業者によって様々であるため、助成の可否・助成対象金額の範囲等は申請書類をご提出いただいた後に市で決定いたしますので、ご承知おきください。

《お問い合わせ先》

調布市ベビーシッター事務センター
☎042-481-7285・7286

受付時間：午前8時半から午後5時まで
（土・日・祝日・年末年始を除く）

《申請書類郵送・持参先》

〒182-8511 調布市小島町2-35-1
調布市役所子ども政策課ベビーシッター担当宛